

課長通知の別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 の変更点

1. 別紙 1 第一類医薬品について

○次のものを追加する。

告示名	別名等
イソコナゾール	硝酸イソコナゾール

2. 別紙 2 第二類医薬品について

○（４）について、次のものを追加する。

- ・烏薬順気散
- ・越婢加朮湯
- ・越婢加朮附湯
- ・黄耆桂枝五物湯
- ・解急蜀椒湯
- ・甘草乾姜湯
- ・甘露飲
- ・九味檳榔湯
- ・桂姜棗草黄辛附湯
- ・桂枝越婢湯
- ・桂枝芍薬知母湯
- ・桂枝二越婢一湯
- ・桂枝二越婢一湯加朮附
- ・四逆加人参湯
- ・四逆湯
- ・紫根牡蛎湯
- ・滋腎通耳湯
- ・滋腎明目湯
- ・小續命湯
- ・真武湯
- ・清熱補気湯
- ・清熱補血湯
- ・千金内托散
- ・続命湯
- ・中建中湯
- ・排膿散及湯
- ・茯苓四逆湯
- ・麻黄附子細辛湯
- ・麗沢通気湯
- ・麗沢通気湯加辛夷

- (5) のうち「○無機薬品及び有機薬品」について、次のものを追加する。

告示名	別名等
アンブロキソール	塩酸アンブロキソール

- (5) のうち「○生薬及び動植物成分」について、次のものを追加する。

・カントウカ

- (5) のうち「○生薬及び動植物成分」について、次のとおり変更する。

・「カンゾウ。ただし、外用剤、1日量中カンゾウ1g未満を含有するもの及び1日量中カンゾウ1g以上を含有するもの（甘草乾姜湯、中健中湯及び排膿散及湯に限る。）を除く。」を
「カンゾウ。ただし、外用剤及び1日量中カンゾウ1g未満を含有するものを除く。」に

・「ジオウ。ただし、外用剤及び1日量中ジオウ0.8g以下を含有するものを除く。」を
「ジオウ（別名カンジオウ又はジュクジオウ）。ただし、外用剤及び1日量中ジオウ0.8g以下を含有するものを除く。」に

- (6) のうち「○生薬及び動植物成分」について次のとおり変更する。

・「ブシ（別名加工ブシ又はホウブシ）。ただし、外用剤並びに漢方処方に基づく医薬品及びこれを有効成分とする製剤（解急蜀椒湯、四逆加人参湯、四逆湯、真武湯及び茯苓四逆湯に限る。）を除く。」を
「ブシ（別名加工ブシ又はホウブシ）。ただし、外用剤を除く。」に

3. 別紙3 第三類医薬品について

- 「○生薬及び動植物成分」について、次のものを追加する。

成分名	別名等
アワ	
鶏肝	
コウイ	滋養糖、粉末飴
サイチャ	
シテイ	
ショウバク	
ショクショウ	
ソウズク	
ソウハク	
トン脂	
ニラ	

ハクガイシ	
ブクリュウカン	
ベッコウ	
ヘンズ	
ボクソク	
卵黄	
リコンピ	

○「〇生薬及び動植物成分」について、次のとおり変更する。

- ・「カンゾウ。ただし、外用剤、1日量中カンゾウ1g未満を含有するもの及び1日量中カンゾウ1g以上を含有するもの（甘草乾姜湯、中健中湯及び排膿散及湯に限る。）に限る。」を
「カンゾウ。ただし、外用剤及び1日量中カンゾウ1g未満を含有するものに限る。」に

- ・「ジオウ。ただし、外用剤及び1日量中ジオウ0.8g以下を含有するものに限る。」を
「ジオウ（別名カンジオウ又はジュクジオウ）。ただし、外用剤及び1日量中ジオウ0.8g以下を含有するものに限る。」に

○「〇生薬及び動植物成分」の「ショウキョウ」の別名に「ヒネショウガ」を追加する。